

—8月2日申第3、4、5号についての幹事間折衝—  
…会社説明では…

## 安否確認は協力は求めるが強制しない リニアについては節目に説明する 議事録確認は協約改訂団交で整理する

8月2日、この間申し入れていた申第3号「『社員安否確認方法の見直しについて』に対する解明要求」、申第4号「リニア中央新幹線建設に関する申し入れ」、申第5号「2010年協約・協定締結に関する協定及び付属了解事項・議事録確認等についての再申し入れ」についての会社説明が行われ、それに対する議論を行いました。

### 「社員安否確認方法の見直しについて」に対する 解明要求(7月11日付申第3号)

1. 3月11日の東日本大震災時に、会社は、責任を持って全ての社員に対して安否確認を行ったのか明らかにすること。

回答：全社員の確認を実施した。

2. 固定電話が通じなかった社員の数を明らかにすること。

回答：震災発生時点の実数は把握していない。

3. 東日本大震災時に安否確認ができなかった社員に対しては、どのような方法で確認を取ったのか明らかにすること。

回答：震災発生時に確認できなかった社員に対しては、電話等を活用し、継続して確認作業を行った。

4. 東日本大震災時は、携帯電話の通話もメールも不通の状態が続いたが、何を根拠に携帯メールが通じやすいと判断しているのか明らかにすること。

回答：音声発信について、NTTドコモでは東北関東地方で8～90%の発信規制が12日20時迄続いた。AUでは95%、ソフトバンクは70%の発信規制を実施。固定電話でも東北を中心に90%程度の発信規制があった。一方携帯電話

話の PACKET 通信では、NTTドコモが宮城県で30%の規制を実施した他は特に規制は実施されなかった。

5. 幹事間の説明では、安否の報告やメールアドレスの登録について、社員に強制はしないとしているが、間違いないか明らかにすること。

回答：強制はしないが、当社は公共交通を担う会社であり、世間一般からも事業継続を強く望まれる。当社事業の社会的意義を認識すれば、災害発生時の異常時において、混乱のより少ない手段で連絡を取ることが求められる。協力をされたい。

6. 携帯電話のメールを連絡手段とする社員のみを取扱いという理解でよいのか明らかにすること。

回答：当社は公共交通を担う企業であり、世間一般からも事業継続を強く望まれる。当社事業の社会的意義を認識すれば、災害発生時の異常時において、混乱のより少ない手段で連絡を取ることが求められる。メールを連絡手段としない場合でも、自らの安否を自発的に報告するのは、当然の責務である。

7. 安否の報告が出来ない社員やメールアドレスを登録しない社員に対しては、幹事間では個別に対応すると説明されたが、会社としてどのような確認方法を考えているのか明らかにすること。

回答：携帯メールが使えない社員については、当社エリア内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、速やかに自ら指定された報告先に安否状況を報告することとなる。

8. 5と関連するが、携帯電話を所持しない社員にはどうように対応するのか明らかにすること。

回答：携帯メールが使えない社員については、当社エリア内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、速やかに自ら指定された報告先に安否状況を報告することとなる。

9. 訓練を年に2回程度行うとしているが、この訓練の概要はいかなるものか。又、この訓練時間は勤務時間なのか明らかにすること。

回答：緊急時の安否確認を円滑に進めるための訓練として、安否確認システムを利用して行う。尚、訓練時間を勤務時間とすることは考えていない。

10. メールアドレスを登録した社員に対して、安否確認以外にはそれを活用することはないのか明らかにすること。

回答：安否確認以外の目的で使用しないものとする。ただし、安否確認システムとは別に緊急連絡先として取得している場合はこの限りではない。

11. ハッカーなどによって、登録したメールアドレスが漏洩した場合の責任はどうするのか明らかにすること。

回答：外部の利用者はアクセスすることができない当社専用サーバー内で登録したメールアドレスを保管する等、適切な対策を行う。

12. 携帯電話はあくまでも個人のプライバシーの領域である。絶対に登録の強要はせず、又、安否確認についても最大限会社の責任において行うこと。

回答：登録の強制はしないが、そもそも安否確認については、社員が会社事業の社会的意義を自覚するならば、異常時において自らの安否を自発的に報告するのは当然の責務であり協力をされたい。

13. 安否確認が取れない社員に対して、会社は直接救援の対応を行うのか明らかにすること。

回答：直接の救援については不明だが、安否確認として必要なことは会社として責任を持って行う。

14. 以上の項目について早急に労使で協議を行うこと。

回答：元々幹事間で説明したことなので、幹事間で答える。

## **あくまでも強制でないことを確認する！ 自覚の押し売りで社員は納得しない！**

会社：幹事間で説明したことであるから、幹事間で答える。

組合：大事な事柄であるという認識で申し入れをした。協議はしないのか。

会社：幹事間で説明をする。

組合：社員安否の確認について、強制はしないということでもいいか。

会社：そうである。

組合：あくまでも協力ということか。

会社：当社は鉄道という社会的意義を考えると、今回の震災でも分かるように、早期の復旧が求められるので、社員、組合員の方が自覚していただき、システムに登録してもらおうよう理解、協力をしてもらいたい。

組合：社会的な意義については、みんな十分に自覚しているのではないか。ただ、アドレス自体が個人のものだ。それを教える教えないは個人の判断である。

会社：判断する上で理解をしてもらいたい。

組合：今的なシステムを使って、会社にとって都合が良いということでないのか。

会社：携帯や固定電話で発信規制がかかってしまったが、メールにおいては一部を除いて規制はなかった。大震災の状況を考えると、メールの方が連絡を取りやすい実態だったので活用したい。

組合：最悪の事態の場合、連絡が取れないときは、どんなことをしても連絡が

取れない。

会社：そうならば、どのようなことをしても安否の確認は取れない。

組合：しかしそうでなければ、普通、仕事にどうしても行けないときは、何らかの方法で会社に連絡をする。別にメールによらなくともそうするのではないか。

会社：連絡が取れないときは、今まで通りに連絡をしなければならないことはある。

組合：今までも連絡をしているのだから、それは、会社の社会的な意義を十分に自覚しているということだ。だから、あえてこのようなシステムによらなくとも大丈夫だ。

会社：3.11大震災の時には、メールの方が少なくとも連絡が取れた。

組合：それは、会社が、社員の安否確認を必要としたからだ。

会社：もちろんそうだ。運転再開や列車の運行を戻さなければいけない。そのために社員の状況を把握しなければいけない。出来るだけ早く対応するには、電話だけでは時間がかかる。早く把握できるメールを取り入れるということだ。社員の協力もあれば早く把握が出来る。

組合：そのメールを勤務操配にも活用しようとしていないか。

会社：安否確認として登録してもらったものは、それ以外には使用しない。ただ、職場によって違うが、それ以外に緊急用に登録してもらっている場合は、その限りではない。

組合：携帯の電話番号はどうか。

会社：今回安否確認で必要なのはアドレスだから、電話番号は聞かない。他のことには使わない。しかし緊急連絡用で把握しているものはその限りではない。

組合：本人が認めた以外には使わないということか。

会社：そうだ。

組合：登録されたアドレスが外部に漏れることは絶対にないのか。

会社：サービス提供会社で、誰かが悪意を持って行ったときはありえるが、その場合は契約に基づき、責任を追求し損害賠償を求めることになる。サービス提供会社がルールを守っている限り漏れることはない。

組合：他からの侵入とかはありえないのか。絶対にないのか。

会社：そうだ。

組合：「自らの安否を自発的に報告するのは当然の責務であり協力されたい」とあるが、このことは一般的なことで、別に会社が強制するものではない。まして規則にこのようなものはない。

会社：特に規程にあるわけではないが、大規模な災害があったときは、次は出勤できますとか、そういう連絡をすることは、今までとは変わらない。

組合：今までと変わらないのだな。

会社：それをメールで返してくれれば良いようにした。

組合：災害でなくとも、通勤途上で何かあったときは連絡をしているが。  
ところで、携帯電話の番号を会社に知らせたくないから、184発信で職場に電話をする。すると受信を拒否する職場がある。何かがあって連絡をするために電話をしているのに、それを拒否するのはおかしい。最悪、連絡なしで遅れて職場に行くことになる。まずはこのようなところを改善した方がよい。

会社：どういう理由でそうしているのかは分からないが…。

組合：アドレスは個人情報である。教えたくない人もいる。

会社：今回の主旨としては、いち早く安否確認が出来るようにということである。

組合：訓練はどうするのか。

会社：まだ準備段階である。

組合：すでに協力を打診されている職場があるが。

会社：まだ周知徹底はしていない。

組合：聞かれている人がいる。

会社：それは職場の連絡網の関係ではないか。システムとしてはまだである。

組合：全社員に打診するのか。

会社：そうである。

組合：協力しないと云ったらそれまでか。

会社：主旨を説明し、理解して協力してもらうよう話をする。

組合：取り囲んだり、高圧的にはやらないように。

会社：そのようなことはないと思う。

組合：確認するが、強要はしない、あくまでも協力ということでもいいか。

会社：そうである。しかし、貴労組にもぜひ協力をお願いしたい。

組合：会社として、もっと責任を持つというか、何か安きに流れてはいないか。  
何かがあったときに、「どうだったあ、大丈夫だったかあ」と、まずは直に電話をしてみて確認していった方が、余程人間的で温い対応だと思うが。

会社：物理的な問題もある。

組合：難しくはない。今まではそうやってきている話だ。

## **リニア中央新幹線建設に関する申し入れ(7月11日付申第4号)**

1. リニア中央新幹線「建設指示」以降の具体的なスケジュールを明らかにすること。
2. 会社は、5月26日の幹事間折衝で「組織改正に関するお知らせ」として、「東海道新幹線21世紀対策本部」を「中央新幹線推進本部」とすること等を説明した。このような組織改正に関わることは、会社が労働組合へ具体的に説明し、労使で協議すること。

3. 国土交通大臣の指示によれば、中央新幹線の建設区間は東京都から大阪市とされており、建設費は概算で9兆300億円となっている。又、この建設費は「利子を含まない」とされており、実際の建設費が9兆300億円を上回ることは確実である。

現在から将来にわたり、新大阪までの建設費をまかなう経営状態を維持できるのか、具体的なデータを明らかにすること。

4. リニア中央新幹線建設にあたって、これを理由とした「経費節減」のための労働条件の切り下げや、職場環境の悪化となるような施策を行わないこと。

5. 会社は「東日本大震災での経営に対する影響は一時的なものであり、中央新幹線建設を完遂する計画には支障しない」としているが、震災により収入減となる影響は計り知れないものがあると考ええる。経営に影響をきたすリニア中央新幹線の建設計画は中止すること。

6. 会社は「中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書」を公表し、国民から広く意見を求めるとして意見を募集した。この「環境配慮書」の内容について、労働組合として以下について質問する。

#### (1) 地下水について

「トンネル工事等に伴い地下水が湧出し地下水位への影響が考えられる」としながらも「防水工の施工等の適切な対策により地下水位への萍郷を回避、低減することができる」としているが、山梨実験線のトンネル掘削による地下水の枯渇があったにもかかわらず、これを反省することなく「回避、低減できる」とする根拠は何か明らかにすること。

#### (2) 地形・地質について

「活断層は回避する。もしくは、やむを得ず通過する場合は通過する延長をできる限り短くする」「脆弱な性状を有する地質についても回避する。もしくは、やむを得ず通過する場合は通過する延長をできる限り短くする」としているが「できる限り直線に近い形を基本」とし「山梨リニア実験線を活用する」ならば、活断層や脆弱な場所を避けるにも大きく制約されることになる。

又、回避の方法等が明示されておらず、極めて曖昧であるので明らかにすること。

#### (3) 磁界について

磁界については「国際非電離放射線防護委員会のガイドラインを適用する」としているが、山梨実験線で実際に測定されたデータが明らかにされていない中では、安全かどうかの判断ができない。よって山梨実験線での実測値を明らかにし、安全性の説明をすること。

(4) 残土等廃棄物について

南アルプスを貫通する長大トンネルの掘削等では膨大な残土が発生する。又、この残土には有害な物質が含まれている可能性もある。「環境配慮書」では「法令に従い適切に処理することから、廃棄物による影響は小さい」としているが、その具体的な処理方法、処理地を明らかにすること。

7. リニア方式で中央新幹線が建設されると、その使用電力は東海道新幹線の3倍から5倍になるといわれている。福島第一原発事故後、原子力発電を危険視する声が高まっているが、葛西会長は「原発継続しか活路はない」と産経新聞で発言していることから、会社はリニア中央新幹線の電力供給を原発に依存しようとしていることが推察できる。会社はリニア中央新幹線への電力供給をどのように行うのか明らかにすること。
8. 中間駅の選定について具体的に明らかにすること。又長野県だけは「地元と調整中」としているが、この理由を明らかにすること。
9. 東日本大震災をうけての耐震対策として「リニアの新たな設備投資は不要」としていることへの根拠を明らかにすること。
10. 5月27日に発生したJR北海道・石勝線での車両火災事故ではトンネル内での火災時の避難・誘導體制が問題視されている。リニア中央新幹線では運転士がいないといわれているが、他の乗務員の乗り組み体制が明らかにされていない。又、避難・誘導體制についても具体的に明らかにされていない。この点について明らかにすること。
11. 環境省が1月17日に交通政策審議会・中央新幹線小委員会に提出した「中央新幹線小委員会中間とりまとめに対する環境省意見」では、「国立・国定公園の保護・利用に影響を及ぼすことのないようなルート・構造等を検討すべきである」「大井川源流部には原生自然環境保全地域があるので、極力近づかないようなルートを検討すべきである」「赤石山脈及び巨摩山地以外でも、環境省レッドリスト記載種が生息・生育しており、これらの動植物・生態系への影響が極力小さくなるようなルート・構造等を検討すべきである」等、自然環境への懸念が示されているが、これに対する会社の見解が明らかにされていない。会社の見解を示すこと。  
なお、自然環境・生態系への影響がないというならば、その根拠を示すこと。

回答：経営協議会等の付議事項に該当しない。

これまでも経営協議会を通じて説明はしてきているので、適切な時機には状況の説明は今後もやっていく。今の時点でこの申し入れを受けて業務委員会をすることは考えていない。

## 今が節目ではないというのか！？ 労働組合との議論をしない事業推進に未来はない！

組合：個別の質問には答えないのか。

会社：そうである。

組合：リニアの建設に関して、事態がかなり進んできていると思うが、適切な時機とは何時のことなのか。

会社：はっきりと、何時とは言えない。

組合：する気はあるのか。

会社：する気はある。

組合：説明と言っても、今まで経営協議会で1回やっただけではないか。

会社：経営協議会のときと、決算のときにやっていると思うが。状況が変わった節目のときと考えている。

組合：現時点、かなり状況は変わっていないか。国土交通省がリニア中央新幹線建設をJR東海に指示をした。

会社：それ以降に経営懇談会でやっていないか。

組合：それは以前だ。しかもこちらの質問に答えた程度である。説明ではない。

会社：今のところ、説明するような状況にはない。

組合：申し入れの通り、今は新たな局面である。組合はそういう認識にある。明らかに事態は進んでいる。

会社：それは当然、進めてきているから…

組合：言われているように、今が節目ではないのか。その節目節目にきちっと労働組合に説明をしないのか。

会社：その節目をどこで取るのかということだが、今の段階ではそのときではないと考える。

組合：事態はかなり進んでいる。労働組合など関係ないと考えているのではないか。

会社：そのようなことはない。経営協議会で説明をしている。これからもやっていく。

組合：会社が言っていることを、全て踏まえてこのように申し入れをしているのである。会社は、労働組合など関係ないと考えているから協議をしないのではないか。

会社：そのようなことはない。

組合：ならば、協議をすれば良い。

会社：業務委員会で協議とかでなく、会社が説明する中身である。

組合：労働組合など関係ないということでないのなら、労使が協議を必要と認めたら、協議ができるはずだ。

会社：会社としては、協議するものとしては認めていない。

組合：ということは、やはり労働組合などどうでもいいということだ。

会社：事柄を説明することと、協議をして積み上げていくこととは別のものだ。組合に対する説明は必要だが、協議する中身ではない。

組合：リニア建設に関して新たな段階ではないのか。かなり踏み込んだ段階ではないのか。

私たちはリニア建設に反対だ。このような局面において、反対している労働組合と協議して、一致点を見出すことは必要ではないのか。

会社：協議するような労働協約上のものではないので、説明はしていくが、今はそのステップにはない。もう少し様子を見てもらえれば、しかるべきときに説明をさせてもらう。

組合：申し入れに対して協議をしないことについて、対立を確認する。併せて、早急に協議の場を持つよう要請をする。

## **2010年協約・協定締結に関する協定及び付属了解事項 ・議事録確認等についての再申し入れ(7月27日付申第5号)**

これまで確認してきた付属了解事項・議事録確認について、他労組との差別なく締結すること。(要旨)

回答：協約改訂交渉が始まるので、その中で整理をするようにしたい。

組合：どのような形になるのか。一つひとつの事柄について、いちいち全てを確認するのか。

会社：細かなやり方はこれから考える。

組合：いちいちやっていたら、時間がかかるだろう。

会社：そこは会社としても考えるが、このことのために団交を開くことはちょっと…。

組合：あらかじめやっておいた方が整理しやすくないか。

会社：やり方については考えるが、協約改訂交渉の中でやりたい。

組合：「これで了解」で終わる話だ。

会社：触れたい部分もある。

組合：貴重な協約改訂交渉の時間である。このことだけに時間はかけられない。